## 保 護 者 様

学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

※この意見書を忠岡町以外の医療機関で発行してもらう場合、諸費用が必要になる場合があります。

忠 畄 忠岡町教育委員会

## 学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していました が、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校・登園が可能であると判断しました。

療 養 期	間	令和	年	月	日か	ら令和	j É	F	月	日まで	
登校・登園可能日		令和	年	月	日						
				学校(	(園)名						
					年	組 .	氏 名				
第1種感染症		(病名:								)	
第2種感染症	<del></del>	<del>177)</del>	トエン弁	(令和	6年度か	らは不	要)※	学校~	への連絡	各は必要です	
		麻しん	〔はしか				風しん	$\mathcal{L}$	うしん]		
		水 痘〔	みずぼ	うそう〕			咽頭結	膜熱	[プール	熱]	
		流行性	耳下腺炎	〔おた、	ふくかぜ	:) 🗆	百日咳				
		結核					髄膜炎	菌性酮	随膜炎		
第3種感染症		□ 腸管出血性大腸菌感染症					□ 流行性角結膜炎				
		□ 急性出血性結膜炎					□コレラ				
		細菌性					腸チフ	ス			
		パラチ									
その他の感染症		房名:								)	
○ その他の感	染症と	は、必つ	ずしも感	染症法	・学校保	健安全	法に規	定され	れた感染	と症に限らず	`、出席停
止措置が望ま	しい岩	たますべ~	てが対象	となり	ます。						
年		月	日								
				医療机	幾関:						
				<u>診察</u> [	医師:						
医療機関へのお	願い										

忠岡町立小中学校、こども園では、学校感染症等にかかった子どもが登校・登園するときは、この 意見書を提出するよう指導しておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

(なお、この意見書に係る諸費用については、町内医療機関に無料で協力をお願いしています。)